

鉄条網なき強制収容所

——第二次世界大戦下の日系カナダ人——

和泉真澄

(1) はじめに

カナダというと、日本人は自然豊かな「森と湖の国」、あるいは、多様性に寛容な「二言語多文化主義の国」というイメージをまず抱くのではないだろうか。カナダは、ロシアに次ぐ世界第二位の面積（998万5千平方キロメートル、日本の約27倍）を持つ一方、人口はわずか3450万人のアメリカ大陸北端の国である。2011年の一人当たりのGDPは、約5万ドルで世界第9位（アメリカ合衆国が約4万8千ドルで第14位、日本が約4万6千ドルで第17位）という先進国で、「世界で最も暮らしやすい国」ランキングでも常に上位に位置している。2006年のセンサスによれば、出身地域別人口構成は、英国系25%、フランス系11%、英仏以外のヨーロッパ系23%、北米25%、東アジア・東南アジア・オセアニア5%、先住諸民族4%、南アジア3%、アフリカおよびアラブ諸国・西アジア3%、中南米・カリブ地域2%である¹⁾。人種別構成では、ヨーロッパ系が約83.7%、南アジア系が4%、中国系が3.7%、先住諸民族が3.8%、アフリカ系が2.5%などとなっているが、一人の人が複数の人種を回答することも可能であるので、数字はあくまで目安である。いずれにせよ、2012年のOECDの報告書によれば、人口の5人に1人が外国生まれとなっており、カナダが「移民の国」、そして多人種多民族な国家であることは間違いない²⁾。

建国（1867年）当初から、国内の少数民族であるフランス系住民に民族言語と宗教の継承を認めた点が、カナダを特徴ある国にしている³⁾。1960年代からは、ケベック州の近代化が進むとともに、連邦政府によるケベックのカナダ国家への統合が積極的に模索され、1969年には英仏両語がカナダ連邦の対等な公用語として認められた。さらに、1971年には世界に先駆けて「多文化主義（Multiculturalism）」を連邦政府の公式な政策として採用し、多様な国民のもつ民族文化の継承とカナダ国家の統合とを両立する方針を追求してきたため、カナダの「多様性に寛容な国」という印象には強いものがある。

現在のバンクーバーはアジア系の人々が多く住み、アジア系の商店やレストランが立ち並ぶ、カナダにおけるアジアへの玄関口になっている。その現在の西海岸の姿からは想像もできないが、歴史的に見ると、カナダでは、特にブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC州と略記）を中心に、「白人のカナダ（White Canada）」を主張するヨーロッパ系住民が厳しいアジア系移民排斥を展開していたことも事実であり、カナダの移民政策の歴史を見ても、決して人種的多様性を認めていたとは言えない。本論では、カナダにおける日本人移民の歴史を、とりわけ第二次世界大戦前後の体験を中心にみることによって、カナダが必ずしも歴史的に見て多様性に寛容な国ではなかったことを示し、逆に日系人をはじめとするマイノリティへの政策の問題性に対する意識こそが、多様性に対するその後のカナダの国家としての考え方に影響を与えてき

たことを明らかにする。

日系カナダ人の数は、第二次世界大戦開始時点で約2万3千人、現在でも8万5千から10万人といわれており、アメリカの日系人に比べても非常に少なく、また、彼らへの差別政策がアメリカ以上に過酷なものであったがゆえに、日系カナダ人の歴史的体験はいまだに「沈黙」という言葉で語られることが多い。しかし日系カナダ人の第二次大戦中の体験は、カナダ史上でも特異な法的人権侵害を含むものであり、また、カナダが自国の市民権と人種の関係性について考え直す一つのきっかけを作った事件としても、カナダの歴史の中で重要な出来事であった。さらには、国際移動した日本人に対して行われた戦時下での強制移動・収容の一事例として、環太平洋地域における日本人の国際移動の比較研究という視点からも、この事件は語られなければならない。本論では、このような観点から、他の先行研究で行われているような個人個人の体験にフォーカスするというよりは、第二次大戦期の日本人の強制移動・収容政策を包括的に吟味し、その全体像を描くことに重点を置くこととしたい。

(2) 戦前の日系カナダ人コミュニティ

第二次世界大戦中の日系カナダ人の体験について理解するためには、戦前に築かれていた日本人移民の社会についての理解が不可欠である。したがって、このセクションでは、戦前期における日本人のカナダへの移民の経緯、およびカナダにおける日系人コミュニティの発展、さらには、戦前に日系人が遭遇した移民排斥運動について、簡単に解説する。

カナダに最初に定住した日本人は、1877年にニューウェストミンスターに上陸したといわれている長崎県出身の水夫、永野万蔵である。永野は、その後ビクトリアに移り、ホテルや東洋系のギフトショップ、さらには塩鮭の日本への輸出など、いくつかのビジネスで成功を収めたが、後年火事で家と店舗を焼失し、1923年に日本に帰国、翌年に故郷の長崎県口之津町で死亡した。

カナダに日本からの本格的な移民が始まったのは、1880年代の終わりからである。漁業では、和歌山県日高郡三尾村出身の工野儀兵衛が、1888年にカナダに渡り、バンクーバーの南のフレザー河デルタ地帯にあるスティブストンで大量のサケの遡上を目撃し、サケ漁に同村の出身者を招いたことから、移民がやってくるようになった⁴⁾。また、1890年に滋賀県からバンクーバーにやってきた堀善次郎が、ダウンタウンより少し東側のバラード入江に面したヘースティングス製材所で働きながら、日本からの日用雑貨や食料品を輸入する商店を運営した⁵⁾。堀らの成功は、近隣の村々からの出稼ぎを誘発し、滋賀県からの連鎖移民が始まった。さらに1891年には、神戸移民会社を通じ、バンクーバー島の東海岸にあるカンバーランドのユニオン炭鉱に広島県から100名の契約移民が到着、翌年には73名が福岡県から送られてきた⁶⁾。

日本人移民は、19世紀末から20世紀の初頭のBC州の資本主義的開発に伴う経済発展と労働力不足をプルファクター（移民を世界の他の地域から引き寄せる要因のこと）として、カナダへやってきた。日本人移民の代表的な基幹産業は、サケ漁およびサケの缶詰工場、木材の伐採と製材、炭鉱・鉱山労働、鉄道架線の保全、そして時期的には少し遅れて農業であった。これら基幹産業をベースとして、日本人移民労働者たちの生活を支えるために、日本人用の各種商店、宿泊、レストラン、学校、新聞社、多様なサービス、その他の産業が副次的に発展することで、

日本人移民コミュニティは発展していったのである⁷⁾。

カナダの初期日本人移民社会の特徴は、移民の生業と出身地の間に一定の相関関係が見られることである。これは、カナダへの移民のほとんどが、契約移民ではなく、地縁・血縁に基づいた連鎖移民、あるいは呼び寄せ移民として渡加していることによる。サトウキビ耕地労働者として多くの契約移民を受け入れたハワイなどでも、移民会社が、たとえば広島県といった特定の地域から多くの労働者を募集したため、移民の出身県にはある程度の偏りが見られる。カナダの場合、日本からの契約移民は、1891年と92年のユニオン炭鉱のケースのほかは、1907年に日加用達会社を通じてカナダ太平洋鉄道（Canadian Pacific Railway: CPR）やウェリントン炭鉱に送られた1,600名（実際に渡加したのは1,000名ほど）のみである⁸⁾。契約移民と異なり、呼び寄せや連鎖移民の場合には個人の地縁・血縁に基づくネットワークがベースとなるため、日本の出身地はより狭い領域に集中することとなる。また、1908年頃までの日本人移民のほとんどは出稼ぎ目的であったが、カナダでの職業斡旋は、渡加前からの契約を通じてではなく、「ボス」と呼ばれた現地での日系人の労働斡旋人（あるいは労働請負人）によって行われていた。後述するアジア人排斥運動や差別的な政策のために、日本人移民が就くことのできた職業は限定されており、労働斡旋も地縁・血縁を優先して行われていたので、移民の業種と出身地の間にかなりの相関関係が見られるようになったのである⁹⁾。

日系漁業は、和歌山県出身者が多かったフレーザー河口のスティブストンを中心に展開していたが、ナース河、スキーナ河など、BC州の北方の漁場でもやがて日系人が漁業を行うようになった¹⁰⁾。伐採・製材業においては、滋賀県出身者が多く、ヘースティングス製材所の仕事も滋賀県出身者を中心に労働斡旋が行われた。バンクーバー市で最大の日本人の雇用主であったヘースティングス製材所の近隣には、日本人街が形成され、BC州各地へと労働に出かけていく出稼ぎ移民たちの労働斡旋と宿泊、アメニティを提供するハブとなった¹¹⁾。その他、広島県や福岡県、熊本県、その他の出身者が鉱山・炭鉱労働に従事し、BC州内陸部やバンクーバー島の鉱山で働いた。1907年のCPRと日加用達会社の間で交わされた契約移民などによって、鉄道の保線などにも日本人移民が従事した。やがては、広島県出身者を主なリーダーとしながら、バンクーバー郊外のフレーザーバレーやBC州内陸部のオカナガン地方、さらにはアルバータ州南部において、日本人による農業コミュニティが形成されていった¹²⁾。

日本人移民たちは、このように世紀転換期のBC州の資源産業を中心に重要な低賃金労働を提供した。しかし、1871年にBCがカナダの州になって以来、BC州のアングロサクソン系住民は自らの「白人性」をもとに州のアイデンティティを確立しようとした。これは、州成立時点でのBC州の人口が、先住諸民族2万5千人、中国系1,500人に対して、ヨーロッパ系人口が1万人であったことを考えると、彼らがこの地域を支配する正当性を保つ上で必要なことであった。1872年の最初の州議会は先住諸民族と中国人から投票権をはく奪する決議を行い、「白人」の政治的支配を確立した¹³⁾。選挙権をはく奪の動きは、1895年に「ジャパニーズ」が中国系、先住諸民族に加えて、BC州選挙人名簿に掲載されないカテゴリーとされ、1907年にはそこへ「ヒンドゥー（インド系の人々の総称、実際にはシーク教徒が大多数）」が加えられた。カナダでは、イギリス本国との関係上、まだ外交権や市民権が確立していなかったため、「ジャパニーズ」には日本人のみならず、カナダ生まれの日系カナダ人たちも含まれた。1930年代には帰化した一

世で第一次世界大戦に従軍した一世に投票権が与えられたが、その数はわずかにとどまっていた¹⁴⁾。大多数の一世のみならず、二世も参政権を奪われたことは、第二次大戦期の日系カナダ人の運命をも大きく左右することになる。

1907年9月には、バンクーバーにおいて、アジア人排斥同盟が主催した日本人移民停止を呼びかける集会の後、白人暴徒たちが中国人街と日本人街を襲撃するという事件が起こった¹⁵⁾。「バンクーバー暴動」と呼ばれるようになったこの事件では、暴徒が中国人街と日本人街の商店や家屋に投石を繰り返し、日本人街でもほとんどの商店の窓ガラスが割られた。幸いにして死者は出なかったが、暴徒に対して日本人移民たちは日本刀や底を割った瓶で応戦し、けが人が出た。暴動の後、当時の労働次官で、第二次大戦期にはカナダの首相となるウィリアム・ライオン・マッケンジー・キングが被害の調査を行い、カナダ政府は、中国系、日系両コミュニティに対して損害賠償を行った。

バンクーバー暴動の後、カナダ政府は、BC州のアジア系排斥運動の原因が日本移民の大量流入にあるとして、日本政府に移民送出の自粛を求めた。実際には、1907年夏にバンクーバーに大量の日本人移民が流入した原因は、ハワイからの転航移民の急増にあった。そこでカナダ政府は、ハワイからの転航を禁止すると同時に、日本政府に日本から直接やってくる移民の数を制限するように求めた。1907年末から1908年初頭にかけて日本で交渉を行った労働大臣ルドルフ・レミュエは、日本政府との間で、新規移民を年間最大400名と定め、そのうちには家内使用人、契約移民、そして農業のための呼び寄せ移民が含まれることになった¹⁶⁾。すでに移民している人々の家族は、この枠には含まれないこととされたので、その後の日本からの移民の大半は、写真花嫁やすでに移民していた者が一時帰国して迎えた妻であった。女性たちは、移民の定住化と二世の誕生を促した¹⁷⁾。

バンクーバー暴動以降、日系コミュニティに対する暴動は起こらなかったが、日系人が進出したさまざまな業種で移民排斥の動きはあった。漁業分野では、1920年代前半にカナダ政府は日系人のニシンやサケの漁業ライセンスを大幅に削減した。また農業分野では、1925年に、白人農業団体のBC州果物業者協会がカリフォルニア外国人土地法を模した日系人の土地所有・リース禁止を盛り込む法律の制定を要求する運動を起こした。漁業ライセンスについては、スティブストン漁者団体が訴訟を行い1929年に最終的に勝訴することで、ライセンスの完全停止は免れたが、それでも、1920年代の間にサケ漁のギルネットだけで日系漁者の54%が廃業、BC州の日系漁者は1922年の2,933人から1932年には1,998人にまで減少した¹⁸⁾。土地法については、フレーザーバレーの日系人農会のリーダー、山家安太郎らの日白双方への働きかけによって、日系農家がBC州果物業者協会に参加できることになり、土地法成立は回避された¹⁹⁾。こうして、1930年代までには、カナダ在住の日本人移民と日系カナダ市民をあわせると2万3千名ほどのコミュニティとなり、その4分の3はカナダの市民権を保持していた。

(3) 第二次世界大戦と日系カナダ人

(A) 太平洋岸からの強制移動

1941年12月7日（日本時間8日）の日本軍によるハワイの真珠湾奇襲攻撃は、カナダ、アメ

リカの日系人社会のみならず、米加両国民全体に衝撃を与える出来事であった。アメリカ合衆国と違い、カナダはすでに、ヨーロッパで戦争が始まった1939年より第二次大戦に参戦していたが、真珠湾攻撃以前のカナダ国内における戦争の影響は、徴兵をめぐる論争が中心であり、国土が戦争に巻き込まれるような危機感はなかった。日本と交戦状態になったことによって、特にカナダ西海岸では、西海岸への日本からの攻撃の可能性が生じ、一気に戦争が身近なものとなった。そのなかで、長年培われてきた日本人移民排斥の動きが再燃、日系人の生活は困難を極めることになった。

開戦によって、日本人は「敵性外国人 (enemy alien)」となったが、先述したとおり、カナダではまだ市民権の制度が曖昧であったため、敵性外国人のカテゴリーの中には、日本国籍者のみならず、カナダに帰化しイギリス臣民となっていた日系一世、およびカナダ生まれの二世が含まれた。12月8日には、日系コミュニティのリーダー38名が連邦騎馬警察 (RCMP) によって逮捕された。その後、敵性外国人には夜間外出禁止令、ラジオ・カメラなどの没収、自動車の押収などの命令が出され、日本語学校は閉鎖、日本語新聞は発刊停止となった。さらには、日系漁者の操業停止とすべての漁船の押収が決定され、海軍によってBC州の沿岸各地に停泊していた日系人所有の漁船1,200隻が、プリンスルパート、ナナイモ、ニューウェストミンスターに集結させられた。曳航の際に多くの船が損傷し、少なからぬ船が沈没した²⁰⁾。この処置のために、1,800名の日系漁夫が職を失った。

RCMPによる日系リーダーの逮捕と海軍による漁船の押収は、日本軍を利するスパイ行為を防ぐという軍事目的という大義名分のもと行われた。しかし、12月25日に香港が陥落し、2,000名以上のカナダ兵が日本軍の捕虜となったことを受けて、カナダ国内の日系人に対してもより厳しい政策が要求されるようになった。1942年1月8日に、連邦政府が対日系人政策を決定する委員会を催したが、その議長はスコットランド生まれでBC州選出の閣僚、イアン・アリステア・マッケンジーであった²¹⁾。マッケンジー他、BC州を代表する委員たちは、州の反日感情が日系人に対する暴動を引き起こすかも知れないとして、日系人をBC州から立ち退かせるよう主張した。一方、ヒュー・キンリーサイドら外交官は、日本にいるカナダ人の安全確保のためにも、日系人に対する制限を必要最低限に抑えることを主張した。意見は真っ向から対立し、妥協案として、日本国籍の男性を太平洋岸100マイルと定められた「防衛地域」から立ち退かせること、および日系人所有の漁船をすべて非日系人に売却することで合意を得た。1月14日、太平洋岸より100マイル地域が「防衛地域」と定められた。1月24日、内閣令によって、18歳から45歳の日本国籍の男性の太平洋沿岸地域からの立ち退きが発表された。彼らは列車に乗せられ、ロッキー山脈を通過する道路建設のためのキャンプに送られた。残された家族は、一家の大黒柱を失い、その後カナダ政府から次々と出される移動命令に翻弄されることとなる。

イアン・マッケンジーらBC州政治家からの日系人の総移動を求める声は、1月24日以降もやむことはなかった。2月15日、シンガポールが陥落し、2月19日にアメリカでルーズベルト大統領による大統領行政命令第9066号が発令されると、カナダでも太平洋岸から日系人を全員立ち退かせることが決定された。2月26日、連邦政府は内閣令第1486号により、日本に人種の起源を有するすべての人物に、「防衛地域」からの立ち退き命令を発表した²²⁾。

同様の命令を含んだ大統領行政命令第9066号により日系人の強制移動を決定したアメリカで

は、陸軍がその実施を担当した。日系人の移動は、陸軍西部防衛軍の「戦時民間管理局 (Wartime Civil Control Administration)」によって、当面の移動先とされた「集結センター (Assembly Center: 仮収容所)」の建設とそこへの人々の移送、およびより長期にわたる転住先となった「戦時転住所 (War Relocation Center: 強制収容所)」への人々の移送が行われた。移動させられた日系人が非軍事部門によって管理されるようになったのは、「戦時転住所」を管理する大統領直属の行政機関「戦時転住局 (War Relocation Authority)」が設立されて以降のことである。それに対し、カナダの日系人強制移動・収容には、初めから軍隊は全く関与しなかった。もともと兵士の数の少ないカナダ軍は、太平洋戦線において日本と苦戦を強いられており、戦場でないBC州の民間人の移動に資源を割く余裕はなかったのだ²³⁾。そこで移動させられる日系人の管理を担当するために、3月4日、連邦警察、BC州警察、および企業家の代表3名が「BC州保安委員会 (British Columbia Security Council: BCSC)」を形成し、移動の計画と管理を行うこととなった。すなわち、カナダでの日系人の強制移動は、軍でなく警察がすべて責任を負ったのである。また、西海岸に残された日系人の財産を信託管理する機関として、「敵性外国人資産管理局 (Custodian of Enemy Property)」が設立された。

二週間以内に、バンクーバー以外の地域に住んでいた人々の移動が始まった。行先は、現在バンクーバーの博覧会場「パシフィック・ナショナル・エキシビション (Pacific National Exhibition: PNE)」となっている「ヘースティングスパーク」。ここの家畜用施設が、当面の仮収容所とされた。BC州沿岸各地にいた日系人は、地域によっては24時間以内の猶予を与えられ、それまで築いてきた財産をすべて残したまま、手に持てるだけの荷物をまとめてヘースティングスパークに移送された。ヘースティングスパークは、男性用および女性・子供用の二つのエリアに分けられ、被収容者はコンクリートの床にわずか3フィート (約1メートル) の間隔で並べられた簡易ベッドとわら敷きのマットレスを与えられた。女性たちは、ベッドの周囲にシーツをつるして、わずかなプライバシーを確保した。男性エリアにはベッドの間の仕切りはなかった。建物にはそれまでそこで飼われていた家畜のにおいが染みつき、食堂は鶏舎を急ぎよ改築して作られたものだった²⁴⁾。

一方、18歳から45歳の男性は、家族と引き離されて移民館へ出頭し、そこから道路キャンプに送られることになっていた。この移動に当たって、日系コミュニティ内の異なるグループが政府との交渉にあたり、移動過程は混乱を極めた。まずBCSCが連絡をしたのはRCMPとのコネクションを持っていた森井悦治を中心としたグループ「森井委員会」であった。博打場などを経営し、一世社会に一定の影響を持っていた森井ではあったが、彼らがコミュニティを代表することに、日系社会からは強い反発があった。代替案として交渉権を与えられた「カナダ日本人会」もコミュニティからの支持を得られなかった。次に交渉権を得た「帰化人会」に対して、当局は自主的に防衛地域外への移動が許すことにした²⁵⁾。自主移動を許されたのは、BC州内陸部のオカナガンバレーや東部の親類縁者を頼って移動できた約1,350名と、移動費用・新居・生活費を工面できる比較的裕福な家族約1,150名であった。「帰化人会」指導者を中心とした自主移動家族は、移動のために自動車を使い家財道具なども運ぶことができたため、ほとんどの財産を失ったその他の日系人からは、後に不公平感を抱かれることになった。より広く日系コミュニティの利益を代表して結成されたのが「日系カナダ市民会議 (Japanese Canadian

Citizens Council : JCCC)」であった。この二世の団体は、アメリカの「日系アメリカ市民協会 (Japanese American Citizens League: JACL)」と同じく、政府からの移動命令を「カナダの民主主義とカナダへの忠誠心のリトマス試験紙」と捉え、政府に対しての全面協力がコミュニティにとっての最善策だと考えた²⁶⁾。「二世カウンスル」とも呼ばれたJCCCのメンバーは、ヘースティングスパークで被収容者に奉仕しつつ、政府の命令通り、男性は道路キャンプに行くことを呼びかけた。こうして、2,000名以上の日系男性がカナディアンロッキーの道路建設に奉仕した²⁷⁾。

しかし、家族から引き離されることに対して、一部の二世は反対の意を表明することを決意し、3月23日、二世13名と帰化一世1名がバンクーバーの日本町で会合を開いた²⁸⁾。そして3月31日には、家族単位の集団移動を求める「二世マス・エバキュエーション・グループ (Nisei Mass Evacuation Group: NMEG)」が結成された。NMEGは、4月15日、ヘースティングスパークのBCSCに対し、カナダ市民として政府に集団家族移動を求め、家族を分断する男性のみの出頭には応じられないという内容の文書を提出した。BCSCは家族移動の要求を拒否し、連邦政府の命令による移動に抵抗する者はオンタリオ州の捕虜収容所に収監すると発表した。4月から7月までの間に、当局に抵抗したNMEGと「がんばり組」と呼ばれた一世の集団、計約470名がオンタリオ州のベタワワとアングラの捕虜収容所に移送された。

こうして大きな混乱が続くなか、4月に入るとBCSCは、強制移動についての全体的な方針として、BC州内陸部のゴーストタウンを利用し、家族が道路キャンプに移動した残りの女性や子供たちを収容できるよう整えること、および戦争で労働力不足に陥っていたアルバータ州およびマニトバ州の砂糖大根農場に日系人を農場労働者として送ることを決定した。アルバータ州およびマニトバ州の砂糖大根農場プロジェクトでは家族移動が許されたため、フレーザーバレーの農家およびスティブストンの漁民のリーダーたちがそこに応募することになった。こうして、アルバータ州に約2,600名、マニトバ州に約1,000名が集団移住した。西海岸の温暖な気候に慣れていた多くの日系人にとっては、中部平原州の過酷な冬は想像を絶するものであり、また、水質の悪さや厳しい砂糖大根の栽培と収穫の労働、果てしない平原といった慣れない景色によって、日系人たちは肉体的にも精神的にも大変つらい生活を強いられた²⁹⁾。

日系カナダ人の移住先として最も多くの人数を収容したのは、BC州内陸部の収容所であった。収容所といっても、アメリカ合衆国の「戦時転住所」のように鉄条網で囲まれ、銃を持った兵士が監視塔から銃口を内側に向けて立っているというイメージではない。BC州内陸部には、20世紀初頭に開発され、すでに閉山となっていた多くの鉱山町がゴーストタウンとなって残っていた。グリーンウッド、スローカン、ニューデンバー、サンドン、カスロといったこれらの町で、放棄されていた建物が直されたり、新たにタール紙張りの簡素な建物が建てられたりして、日系人の収容施設とされた。既存のゴーストタウンのほか、一か所だけ日系人を収容するために新たな収容所が建設された³⁰⁾。「タシメ (Tashme)」というこの収容所は、BCSCの代表であった企業家オースティン・テイラー (Austin C. Taylor)、BC州警察副長官ジョン・シラス (John Shirras)、RCMP副長官フレデリック・ミード (Frederick J. Mead) の3名の名前を組み合わせで名付けられたものである。タシメは、防衛地域のすぐ外にあったホープという町の近くに建てられた。その他の9つの収容所（上記の5つの収容所のうち、スローカンには、スローカン

シティ、レモンクリーク、ポポフ、ベイファーム、ローズベリーという5つの収容所が作られた)とを併せて、全部で10の収容所に約1万3千名が収容された。これらの収容所では、日系人は定められた区域に住み、町のその他の住民と自由に交流することは許されていなかった。また、収容所の敷地を出るにはBCSCの許可証を必要とし、被収容者は警察の監視下にあった。監視塔に銃を構えた兵士はいなかったとはいえ、これらのキャンプは「鉄条網なき強制収容所」そのものであった。スローカンでは最初の冬には家の建設が間に合わず、一部の家族はテントで過ごさなければならなかった。夏は美しい山脈の間の谷間の湖のほりにあるスローカンバレーであるが、冬の寒さは厳しく、テントやにわか作りで隙間だらけの壁の家で過ごすのは、過酷な体験であった。

アメリカの収容所でも、収容された日系人たちが、家具や庭など生活を便利にしたり、潤いを与えたりするさまざまなものを、自らの手で作りだしたことが知られている³¹⁾。カナダでも不便な収容所の生活のインフラを整えるために、日系人たちは懸命に働き、工夫をした。1942年7月にBCSCは、道路キャンプに行っていた日系男性の多くに収容所の家族と合流することを許可し、3月から6月までに道路キャンプに移されたのが2,161名であったのに対して、10月にまだ道路キャンプにいたのは945名であった³²⁾。道路キャンプに行った男性のうちの一人が、13歳で渡加した安部美丸であった。妻を置いて道路キャンプに行った後、ヘースティングスパークを経て、タシメ収容所へ移っていた妻と合流した安部は、収容所でさまざまな施設の建設に携わった。その時の技術を生かし、再定住したウィニペグで戦後建築会社を起し、また美しい庭園を造ることから地域で有名になった³³⁾。

強制移動により家が奪われ、職が奪われ、コミュニティが根こそぎ破壊されるなかで、とりわけ子供たちのためにできるだけ平常の環境を作ろうと、日系人の親たちは子供の学校教育に大きな関心を寄せていた。1942年の3月から6月までという極めて短期間しか使われなかったヘースティングスパーク仮収容所の中でさえ、日系人たちは学校を開設した。また、BC州の強制収容所の中でも、子供たちの教育の質が落ちないように、親たちは学校を要求した。カナダでは教育は州の専権事項であるにもかかわらず、BC州は大戦中日系児童に対する教育に関する責任を放棄したため、収容所内の学校教育は連邦政府が日系人たちと協力して行った。収容所学校の監督官に抜擢されたのは、戦前、日系人で唯一、公立学校で教鞭をとった経験のある小学校教師ヒデ・ヒョウドウであった。ヒョウドウは保安委員会や共感的な白人教師の協力を得つつ、収容所学校の建設を進め、施設・物資の調達、教材の入手とともに、教員の確保に奔走した。正規の教員がほとんどいない中、多くの若い日系人が「即席教師」となり、「敵性外国人」として強制移動させられ、収容所に隔離されるという極めて異常な事態に置かれた子どもたちを、教育を通じて出来る限り「正常」な環境で過ごさせることにつとめた³⁴⁾。

このように、多くがカナダ市民であるにもかかわらず、移動と収容を強制され、大変な不安と混乱のなかで、子供のために、あるいは家族やコミュニティのために、さまざまな努力をした日系人たちであったが、カナダ政府はさらに追い打ちをかけるように彼らの生活基盤そのものを奪うような政策をとった。それが、西海岸に残してきた財産処分問題である。

(B) 財産の没収と売却

西海岸を追われた日系人たちが、それぞれの移住先でどうにか生活を続ける努力をしていた1943年1月19日、連邦政府は内閣令第469号を発令した。これは、敵性外国人資産管理局に、それまで「信託」されていた日系人の財産を所有者の同意なしに売却する権限を与える命令であった。この命令は、日系人に対する政策を基本的にマッケンジー・キング首相から任されていたBC州出身の閣僚イアン・マッケンジーが、国務大臣ノーマン・マクラーティに圧力をかけて出させたものであった³⁵⁾。BC州の排日政治家にとって、日系人の資産売却にはいくつかのメリットがあった。第一に、資産がなければ、日系人が戦後にBC州に帰還するのが困難になる。二つ目に、日系人が所有していた農地を他のカナダ人に売ることで、特に戦争から帰還した退役軍人の失業対策となる。さらには、資産の売却代金を得ることで日系人は自らの移動の費用を支払うことができるようになる。こうして、敵性外国人資産管理局は、家屋、農地、その他の土地、事業などの不動産、自動車、船など、すべての財産を極めて安価に売却した。そしてその売上金から、強制移動や移動先での生活にかかった費用を差し引いた額の小切手を、所有者各人に送ったのであった。

こうして、日系人は連邦政府により、それまでに築いた財産をほとんどすべて没収されたうえ、自らの戦時中の移動と生活費用を支払わされた。この政策によって、日系人の多くが西海岸に戻るすべを失い、無一文から戦後の生活再建を余儀なくされたのであった。アメリカにおいても、急な立ち退き命令の混乱で、多くの人々が家具や自動車、その他さまざまなものを買いたたかれ、膨大な経済的被害を受けた。しかし、合衆国憲法は市民の財産権を保障していたため、カナダで起こったような政府による一部市民の財産の組織的没収は行われなかった。日系人は、戦時中、財産没収に抗議する裁判を起こしたが、最終的には敗訴した³⁶⁾。それは、強制移住、収容、そして財産没収などの政策が、すべて「戦時措置法（War Measures Act）」という法律によって合法的に行われていたからである。

戦時措置法（1914年-1988年）は、戦争その他の国家的緊急事態の際に、政府に国家の安全のために必要と考えられるあらゆる政策を行うことができることを定めた法律であり、カナダ史のなかでは、第一次世界大戦、第二次世界大戦時のほか、1970年のケベックの独立を求めた「ケベック解放戦線」によるテロ事件であった「10月危機」の時にも発動された。1988年に戦時措置法は、「緊急事態法（Emergencies Act）」の成立により撤廃されたが、その背景には日系カナダ人に対する人権侵害に対する謝罪と補償、いわゆる「リドレス（Redress）」の成立があった³⁷⁾。戦時措置法の特徴は、それが発動している間は政府の権限にまったく制限が加えられないことにある。アメリカ合衆国でも、日系人は西海岸から立ち退かされ、強制収容所に隔離された。しかし、日系人に対して軍が出した立ち退き命令、およびその後の彼らの身柄拘束は、人種差別という観点から連邦最高裁で争われた³⁸⁾。裁判の結果は強制立ち退きを合憲と認めるものであったが、アメリカの法制度は、少なくとも政府も軍も裁判所も「日系人のみに対する集団強制移動は、人種主義に基づく市民的自由の侵害ではない」という理屈付けを必要とした。しかし、カナダの法制度は、戦時措置法が発動している限りそのような理由づけすらも必要としなかった。それは、当時のカナダ憲法であった「英領北アメリカ法（British North America Act）」が権利章典を含まず、市民の自由や人権についてはイギリスの「マグナカルタ」以来の

慣習法の伝統を継承していたためである。人権に関する成文憲法が不在のなか、日系人は戦時下で執行された強制立ち退きと強制収容、財産没収などについて、裁判で争うことはできなかった。参政権を奪われ、なおかつ個人の権利を守る憲法が存在しないことで、日系カナダ人は、排日を唱えることで政治的利益を得ていた一部の政治家たちの推進した過酷な人種差別的迫害に対し、なすすべがなかったのだった³⁹⁾。

(C) 分散政策と国外追放

1944年になり、太平洋戦線の戦況はすでに連合国に有利に展開していた。そんななかBC州の政治家たちは、戦後に日系人が西海岸に戻ってこないように、さらなる方策を連邦政府に対して要求した。連邦政府は、アメリカで1943年から行われていた「忠誠質問 (loyalty questions)」に似た政策を作ろうとしていた。ただし、忠誠な二世の収容所からの出所と主流社会への再統合、および二世の兵役を主目的として実施されたアメリカの忠誠質問と違い、カナダの忠誠質問は、BC州の収容所にいた日系人に対し、ロッキーの東に即座に移動して政府の定めた職に就くか、あるいは収容所にとどまり、戦争終結後に日本への「送還 (repatriation)」に応じるかを選択させるものであった。ロッキーの東への再移動に応じない者は「不忠誠」とされた。1944年12月、アメリカで西海岸からの立ち退き命令が解除されたのを受け、カナダ政府は忠誠質問を急ぎ実施した。

上述したように、カナダの強制移動の行き先は、BC州内陸部のゴーストタウン、中部平原州の砂糖大根農場、そして東部のオンタリオ州の農場ならびに捕虜収容所と、もともといくつかのパターンがあった。また、ある程度資産のある者や英語のできる二世などは、戦争中にいろいろな形で東部へと移住していた。したがって1944年末の段階でBC州の収容所に残っていた者の多くは、カナダ東部に縁者や知人がおらず、人種差別や見知らぬ土地での生活に対する不安を抱く人々であった。また、忠誠質問で、ロッキーの東への即時移住を求められても、本人や家族の病気など、何らかの理由で即時に移動ができない人々もいた。彼らはカナダ国家へのいわゆる「忠誠」とは関係なく、当面のやむを得ない選択肢として、戦後の送還を希望すると答えた。また16歳以下の子どもは親の選択に従うこととされており、結局、約1万名が送還希望者となった。

こうして、1945年、BC州の収容所から多くの人々が再移住を余儀なくされた。アメリカでも収容所の閉鎖が始まり、人々が西海岸に戻るか、シカゴなどの中西部、ニューヨーク州のシーブルック農場など、生活再建のできる場所へと再定住を果たしていったが、カナダの場合は、西海岸に戻るといった選択肢は与えられなかった⁴⁰⁾。収容所では、アルバータ州やマニトバ州の農場に移る者、トロントやモントリオールなど東部の都市で工場労働につく者、BC州の別の収容所に移る者など、再び荷造りをして去っていく人々とそれを見送る人々の別れのシーンが繰り返された。そして、収容所に残った人々は、戦争の行方を見守った。

1945年8月の日本の敗戦は、送還希望に署名した人々に衝撃を与えた。アメリカ軍の空襲によってほとんどの都市は焼け野原となり、広島と長崎は原子爆弾で壊滅。国土は荒廃し、食糧不足の日本での暮らしのめども立たないまま、日系人たちは日本に送られることになったのだった。しかもカナダ生まれの二世のなかには、日本に行ったことのない者も多く、日本国籍を持たない者

もいた。しかし、日本に送還される者は、カナダを離れた瞬間にカナダ国籍を失うことになっていた。つまり、この政策は「本国送還」の名を借りた国籍剥奪と国外追放であった。

戦時中に送還申請に署名した者の過半数が申請の撤回を求めたが、カナダ政府はそれを認めなかった。1946年、送還の停止を訴える訴訟が行われたが、裁判所は法律的な技術上の議論にしたがって訴訟を無効とした。後述するように、1947年、最終的に送還を希望しない者の送還を中止することを連邦政府は決定したが、約4,000名の日系カナダ人がカナダ国籍を剥奪され、終戦直後の日本に渡ったのであった⁴¹⁾。

戦争終結後のカナダの日系人政策の二つの柱であった、分散政策と国外追放の意図は、選挙を控えた1944年8月のウィリアム・ライオン・マッケンジー・キング首相の下院での答弁に明確に示されていた。キング首相は、戦争開始以降、利敵行為やカナダに対する破壊活動を行った日系人はひとりもいなかったことを認めた上で、特にBC州の人びとの反日感情を踏まえ、日系人をできるだけ多く日本に送還すること、戦後は一切日本人からの移民を受け入れないこと、そして、カナダ国内に残る日系人はカナダ全土になるべく広く分散させることが、「人種的反感を誘発しない」ために「日系カナダ人自身のためにももっとも健全で、かつ最良の政策」であると述べた。この演説では、日系人の存在が排日感情を誘発するのであるから、日系人が存在しなければ問題は解決するという、人種主義の被害者を責める論理が展開されている。すなわち、第二次世界大戦中の日系カナダ人に対するさまざまな政策は、軍事的必要性ではなく、日系コミュニティをカナダから消滅させるために実施されたのである。日系アメリカ人に対する強制立ち退きと収容について最高裁で争われたヒラバヤシ、コレマツ、エンドウ裁判で、司法はいかに政府の政策が人種主義ではなく軍事的必要性に基づいたものであったかを説明するために、詭弁とも言える苦しい論理を展開したが、カナダの場合、憲法に権利章典が含まれていないために、連邦政府は自らの人種主義を正当化する必要すらなかったのだ⁴²⁾。

しかし、第二次世界大戦は人種主義の究極の姿を人類に見せつけた事件でもあった。戦後、特にナチスドイツによるユダヤ人の強制収容と大量虐殺の実態が明らかになるにつれて、多くの国々において人種主義に対する考え方は大きく転換した。カナダにおいても、人種主義に対する反省が世論のなかに見られるようになった。そして、国内の人種的マイノリティであった日系カナダ人の迫害に対して政策転換を求め、日系人の支援に乗り出す非日系の人々の声が、主流社会の中でも聞かれるようになったのであった。戦後の日系人への支援は、まずリベラル白人による国外追放反対運動という形で結実した。

(4) 人種差別的政策の転換

1945年初頭の忠誠質問の実施は、トロントにすでに移住していた日系二世たちの耳にも届いていた。英語が堪能で、学歴も高い彼らは、日系コミュニティのなかで最もカナダの主流社会に同化していたグループである。二世たちは「民主主義のための日系カナダ人委員会（Japanese Canadian Committee for Democracy : JCCD）」を結成し、1943年ごろより収容所から東部への二世の移住を支援してきたYWCAなどの非日系グループと協力体制を整えた。1945年6月、JCCDと白人による20の支援団体が共同して、「日系カナダ人協力委員会（Cooperative

Committee on Japanese Canadians : CCJC)」を立ち上げた⁴³⁾。CCJCに加盟していたのは、キリスト教団体のほか、労働組合、そしてユダヤ系の人権団体などであった。CCJCはリベラル派の新聞などと協力し、政府が進めようとしていた日系人に対する不本意な国外追放への反対の世論を形成するため、ロビーイングを行うほか、いくつかのパンフレットを出版した。パンフレットは、第二次大戦中の日系人に対する人権侵害をナチスドイツの行為にも共有される「人種主義」のなかに位置づけ、人種主義的政策が「ここ（カナダ）でも起こっている！（It's Happening Here!）」とセンセーショナルに訴えていた⁴⁴⁾。CCJCの訴えは、多くの一般カナダ人からも支持を得るようになった。

日系カナダ人自身も国外追放に反対し、法廷闘争に訴えた。1945年の終戦によって「戦時措置法」は失効したが、政府は非常権限を継続するために「国家非常事態継続権限法（National Emergency Transitional Powers Act）を通した。連邦政府はこれを盾に日系人の国外追放を実行しようとしたが、日系人たちとCCJCは、国家に自国民を国外追放する権利はないとして、政策の中止を求めた。それに対する判決は、送還申請に署名した成人男性の送還は政府権限の範囲内としたが、署名をしない妻子を追放することはできないというものだった。しかし、カナダ政府は家族の離散を招くこのような政策を実行できるはずもなく、司法判断はイギリス枢密院へと託された。イギリス枢密院も政府の非常権限として日系人の追放を認めたが、世論の反対が強く、連邦政府は結局、送還申請の取り消しを望む日系人の送還を強行することは政治的にできないと判断した。1947年に政府は、国外追放命令を希望者のみへと緩和した。こうして、1946年と47年にカナダから国外追放された日系人は約4,000名となった。日本に行ったことのない二世を含め、彼らは戦後の混乱期の日本で苦勞しながら生活を再建した。そのうちの多くは、1950年代になってカナダに戻ったが、なかにはそのまま日本にとどまった人々もいた。

さらに、第二次大戦直後の1946年に成立した「カナダ市民権法（Canadian Citizenship Act）」は、国際社会のなかでのカナダの政治的地位を変えた。それまで「イギリス臣民」であったカナダの市民権が、カナダ独自のものになったのだ。1946年に法案が審議されるなかで、日系人に市民権を与えるかどうかの議論が持ち上がった。BC州にはまだ強い反日感情が残っていた。しかし、戦争中の日系人政策のほとんどを決定していたイアン・マッケンジーは、戦後アルコール中毒で体調を崩し、連邦政府での影響力を失った。西部の州では左翼政党「協同連邦党（Co-operative Commonwealth Federation: CCF）」が一定の影響力を持つようになり、サスカチュワン州では1944年に州政権を取るまでに勢力を拡大した。CCFは日系人の支援にも積極的に発言し、市民権法に日系人を含むことも強力に推進した⁴⁵⁾。こうして、国内のリベラルな世論や左翼政党の台頭により、1947年の市民権法は日系人にも平等に適用されることになった。

しかし、BC州では日系人に対する反感も根強く残っており、日系人が国政選挙で投票権を得ることが決まったのは、1948年6月のことであった⁴⁶⁾。また、西海岸からの立ち退き命令の効力は1949年3月31日まで続いた。日系人が西海岸に戻ることが許されたのは、4月1日から、すなわち、第二次世界大戦終了から3年と8か月が経って後のことであった。この時のカナダにおける日系人人口は約2万人であり、戦前に2万2千人であったBC州の日系人人口は6,700名あまりに減っていた。日系人は、アルバータ州に4,180名、サスカチュワン州に約500名、マニトバ州に1,186名、オンタリオ州に6,616名、ケベック州に1,247名と、まさにカナダ全土に

分散されたのである。

強制立ち退き政策の終了後、日系人は戦後のカナダ社会の発展のなかでカナダ人としての生活を再建していった。強制移動と分散政策は「日系人はエスニック・マイノリティとして目立つから迫害されたのだ」というメッセージを日系人自身に植え付け、また、他のマイノリティに対しても「警告」として機能した。「ジャパニーズ」として目立たないように、日系二世は日本語を話さず、日本的な文化もできるだけ消して、カナダの「良き市民」となるよう努力を重ねた。その結果、日系三世の多くはホワイトカラーの職業に就き、経済的にも社会的にも成功した。

一方、戦後の経済成長から取り残された人々もいた。英語ができず、家族がいなかった一世は、それまでに築いたすべての財産を奪われ、生活の再建も難しいまま、バンクーバーの旧日本人街やチャイナタウン周辺などで貧しい暮らしを送った。彼らに援助の手を差し伸べ、またパウエル街に戦前の「移民社会」とは意味合いの異なる「エスニック・コミュニティ」を創造するきっかけを作ったのは、皮肉なことに、戦後に日本からカナダに渡った新一世たちであった⁴⁷⁾。1970年代に起きたコミュニティ再生の経緯については別稿に譲るが、カナダ全体が多文化主義政策へと移行する過程に合わせるように、日系カナダ人のアイデンティティの再創造とエスニック・コミュニティとしての再出発が始まったことは、ここに記しておきたい。

(5) おわりに

結びにあたって、第二次大戦期のカナダの日系人強制移動・収容事件が、日系カナダ人自身にとって、そしてカナダという国にとって、どのような意味があったのかを簡単に考察してみる。

まず、政策の被害者たる日系カナダ人にとっては、戦前に西海岸で築いた財産をすべて喪失し、コミュニティも同時に破壊されてしまったことが、この政策の最も重い結果であったことは疑いないだろう。日系カナダ人はカナダ全土に分散され、その後可視的なコミュニティを作らずに暮らした。また日本に国外追放になった日系人は、戦後にカナダに戻った者はカナダ社会に、日本にとどまった者は日本人としてそれぞれの国家に再統合され、日系カナダ人の歴史そのものが見えなくなったのである。強制移動・財産没収という過酷な迫害を受け、さらに分散政策で政府から主流文化への同化を強要されたことは、日系人たちに自らの民族的出自を恥じる気持ちを生じさせ、戦前のコミュニティの歴史や戦中の体験について沈黙を余儀なくした⁴⁸⁾。日系人がコミュニティを再生させ、戦前や戦中の記憶を語り始めるには、実に30年の歳月を待たねばならなかった。

日系人強制移動・収容はカナダという国家にとっても、市民的自由や人種主義、そして国の意思決定機構そのものに関して問題を示唆する、重大な事件であった。まず、BC州の排日政治家たちの後押しを武器に、イアン・マッケンジーという一人の連邦政府閣僚が推進した人権侵害政策を、政府内にそれに反対する人々がいたにもかかわらず、なぜ止めることができなかったのか、という問題があげられる。そこには、アジア系の人々の大多数が住んでいたBC州でアジア系が参政権を奪われており、しかもBC州の選挙人名簿がそのまま連邦選挙にも使われていたため、連邦政府がアジア系の人権侵害に対して敏感である必要がなく、逆に、BC州の排日的

世論に与ることが連邦の政治的利益につながるという一つの政治構造的要因があった。もう一つは、ウィリアム・ライオン・マッケンジー・キング首相自身の抱いていた人種観という問題が指摘できる。キング首相は、1907年のバンクーバー暴動に関する調査を通じて、BC州世論の反アジア系感情の強さを目の当たりにしており、その体験から、当時のカナダの主流文化から見て異質なアジア系エスニック・コミュニティが可視的に存在していることが、国家の統合を脅かすという考えに至った。人種関係の緊張を生み出すのはマイノリティの存在そのものであり、その「最終的解決 (final solution)」はマイノリティの抹殺によって達成されるというのが、日系人に対する国外追放と分散政策の根幹だったのである⁴⁹⁾。戦争の初めには、スパイや利敵行為、破壊行為などを防ぐという「軍事的必要性」論が唱えられたこともあったが、日系人の西海岸からの移動を打診された軍がそれを断っている時点で、すでに軍事的必要性の議論は崩壊していた。戦争という口実のもとに、一つの人種的マイノリティが根こそぎ排除されたというのが、この事件の実態であった。

戦争がこのような政府主導の人権侵害を生み出した背景として、「戦時措置法」の問題もまた重要である。成文化された権利章典を持たなかったカナダでは、人権を明らかに侵害する法律に対しても、司法審査が機能しなかったのである。その後カナダでは、「権利章典 (Bill of Rights)」が1960年に連邦法として成立したが、憲法ではなかった。1970年のケベック危機の時には再び戦時措置法が発動され、警察による令状なしの逮捕や、ケベック州への軍隊の派遣などが行われた。ケベック州は戒厳令下のような様相を呈した。むしろ、戦時措置法が発令されていることで戒厳令は必要なかったといってもよいかもしれない。カナダが「権利と自由の章典 (Charter of Rights and Freedoms)」を憲法の一部として採択したのは、憲法がイギリスから正式に移管され「カナダ憲法法 (Constitution Act)」となった1982年のことであった。

最後に、日系人強制移動の歴史は、「カナダは誰のものなのか？」という問題を投げかける。アジア系排斥運動において「白人男性の州 (White Man's Province)」や「白人のカナダ (White Canada)」というスローガンが常に掲げられたことを指摘する文献は多いが、この問題は雇用や資本主義的資源をめぐる人種間競争だけでなく、土地の収奪、身体拘束と移動の制限、漁場などへのアクセスといった点で、先住諸民族との関係性にも関わる財産権や土地所有権の問題をも連想させる⁵⁰⁾。1946年、47年ごろの議論や裁判は、国家と市民の関係（国は自国民を国外追放できるのか？）、市民権と人種の関係（ジャパニーズをカナダ市民として認めるのか？）といったカナダ国家が直面した疑問や葛藤に、日系人問題が深くかかわっていたことを示している。このような意味で日系人の体験は、カナダが「白人の帝国」から「多文化国家」へと変化していく歴史的転換点において、マイノリティ政策の問題性を議論する具体的な材料を提供し、多様性に対するその後のカナダのあり方に関する意識に大きな影響を与えたといえるであろう。

注

- 1) カナダのセンサスでは、出身地域の選択肢として、「北米」というカテゴリーがあり、また、出身地域とたとえば合衆国などで一般的に用いられている人口の民族構成や人種構成の分け方とは、必ずしも一致しないことに注意が必要である。
- 2) OECD *International Migration Handbook*, 2012.
- 3) カナダの建国は、1867年に4つのイギリス植民地（建国により、オンタリオ州、ケベック州、ニュー

鉄条網なき強制収容所（和泉）

- ブランズウィック州、ノヴァスコシア州となった）が連合して自治領となった時点であるが、フランス語系住民の権利が認められたのは、イギリスがフランス植民地を併合した後、その仕組みを制定した1774年のケベック法で、ケベック植民地に対してフランス民法典の使用と公的宗教としてのカトリック教会の存続を認めたことによる。
- 4) 佐々木敏二『日本人カナダ移民史』（不二出版、1999年）、77頁。
 - 5) 同上、76頁、88頁。
 - 6) 1891年および92年のユニオン炭鉱への契約移民の経緯については、佐々木敏二『日本人カナダ移民史』（不二出版、1999年）、9-68頁を参照せよ。
 - 7) 日本人移民のビジネスのなかには、日系コミュニティの境を越えて、白人社会を顧客とするものもやがては出てきた。日系人の生業において、白人を顧客とする代表的なものは、庭園業である。しかし、もちろん例外はあるものの、仕事の斡旋や技術の訓練もやはり地縁に基づいて行われることも多かったため、たとえば戦後のカナダの庭園業においては、鳥取県人が多い、といった特徴も見られる。河原典史「ビクトリアの球戯とバンクーバーの達磨落とし—20世紀初頭のカナダにおける日本庭園の模索—」、マイグレーション研究会編『エスニシティを問いなおす—理論と変容—』（関西学院大学出版会、2012年）、249-265頁。
 - 8) 1907年の日本からの契約移民については、高村宏子「日本人契約移民とカナダの移民政策」『カナダ研究年報』6号（1985年）：27-40頁を参照せよ。
 - 9) ミチコ・ミッチ・アユカワ著、和泉真澄訳『カナダへ渡った広島移民—移住のはじまりから真珠湾攻撃前夜まで』（明石書店、2012年）、64頁。
 - 10) フレーザー河、ナース河、スキーナ河などは主にサケの漁場であったが、日系人はバンクーバー島でニシン漁業にも主要な役割を果たした。ニシン漁も和歌山県人の割合が多かった。河原典史「太平洋をめぐるニシンと日本人—第2次大戦以前におけるカナダ西岸の日本人と塩ニシン製造業—」『立命館言語文化研究』21巻4号（2010年3月）、21-38頁。
 - 11) 日本人街での宿泊施設などでも、出身県のつながりが強く作用していた。アユカワ、65-66頁。
 - 12) アユカワ、111-142頁。
 - 13) Patricia E. Roy, *A White Man's Province: British Columbia Politicians and Chinese and Japanese Immigrants, 1858-1914* (Vancouver: University of British Columbia Press, 1989), 45頁。
 - 14) 高村宏子『北米マイノリティと市民権—第一次大戦における日系人、女性、先住民』（ミネルヴァ書房、2009年）、57-93頁。
 - 15) バンクーバー暴動に関してもっとも詳細な記述をしている日本語文献は、佐々木敏二「ハワイよりカナダへの転航移民と晩香坡暴動」『日本人カナダ移民史』（不二出版、1999年）、149-189頁である。また、そのほかの暴動関連日本語史料を分析した論稿として、拙稿「百年後から見たバンクーバー暴動—暴動関連日本語史料の整理と分析を中心に—」『立命館言語文化研究』20巻1号（2008年9月）：215-235頁がある。
 - 16) レミュー協定（ルミュー協約と呼ばれることもある）とバンクーバー暴動をめぐる日英米加の国際関係については、飯野正子『日系カナダ人の歴史』（東京大学出版会、1997年）、27-59頁に詳しい。
 - 17) 日系一世の女性たちの経験については、アユカワ、79-110頁を参照せよ。また、新保満『石をもて追われるごとく—日系カナダ人社会史』（御茶の水書房、1996年）、51-86頁にも何人かの女性のオーラルヒストリーがある。
 - 18) 新保、109-118頁。
 - 19) 同上、125-166頁。
 - 20) 曳航の過程で日系漁者が被った困難については、新保、180-182頁参照。
 - 21) Ann Gomer Sunahara, *The Politics of Racism: The Uprooting of Japanese Canadians during the Second World War*. (Toronto: Lorimer, 1981), 27頁。

- 22) 同上, 38 頁。
- 23) 同上, 39 頁。
- 24) 同上, 50-51 頁。
- 25) 同上, 54 頁。
- 26) Stephanie Bangarth, *Voices Raised in Protest: Defending North American Citizens of Japanese Ancestry, 1942-49* (Vancouver: University of British Columbia Press, 2008), 117-118 頁。日系カナダ人三世の Peter Nunoda は, 1991 年に提出した博士論文のなかで, 第二次大戦中の二世リーダーたちがとった政府への協力政策を非難している。Peter Nunoda, “A Community in Transition and Conflict: The Japanese Canadians 1935-1951,” (Ph.D. Dissertation, University of Manitoba, 1991).
- 27) Bill Waiser, *Park Prisoners: The Untold Stories of Western Canada’s National Parks, 1915-1946* (Saskatoon: Fifth House Books, 1999).
- 28) 末永國紀「カナダにおけるリドレス運動の先駆としての家族集団疎開要求—太平洋戦争時の日系カナダ二世の苦闘—」『同志社大学経済学論叢』60 巻 1 号 (2008 年), 4 頁。
- 29) 小説家ジョイ・コガワは, 自伝的小説『失われた祖国 (原題: Obasan)』のなかで, BC 州内陸部のスローカンでの収容所生活, およびその後再移住したアルバータの砂糖大根農場での生活を描いている。ジョイ・コガワ『失われた祖国』(中公文庫, 1998 年)。
- 30) 収容所の詳しい場所, および写真は, ロイ・ミキ, カサンドラ・コバヤシ著, 下村雄紀, 和泉真澄訳『正された歴史—日系カナダ人への謝罪と補償—』(つむぎ出版, 1995 年), 38-40 頁を参照せよ。
- 31) Jane E. Dusselier, *Artifacts of Loss: Crafting Survival in Japanese American Concentration Camps* (Rutgers University Press, 2008).
- 32) ミキ, コバヤシ, 39 頁。
- 33) Arthur Miki, Henry Kojima, and Sylvia Jansen, *Shaku of Wondrous Grace: Through the Garden of Yoshimaru Abe* (Winnipeg: National Association of Japanese Canadians, 2007).
- 34) 第二次大戦中の日系人の教育については, フランク・モリツグ編著, 小川洋・溝上智恵子訳者代表『ロッキーの麓の学校から—第 2 次世界大戦中の日系カナダ人収容所の学校教育』(東信堂, 2011 年) に詳しい。
- 35) Sunahara, 91-92 頁。
- 36) 同上, 93-95 頁。
- 37) 戦時措置法の撤廃と緊急事態法の成立過程で, 日系カナダ人の果たした役割については, 拙稿「日系カナダ人の戦時措置法撤廃運動および緊急事態法案修正運動」『移民研究年報』3 号 (1997 年) 1-36 頁に詳しい。
- 38) 日系アメリカ人二世, ゴードン・ヒラバヤシとフレッド・コレマツの裁判については, 多くの文献で取り上げてあるが, 日本語文献としては, 山倉明弘『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガルヒストリー』(彩流社, 2011 年) が最も詳しい。
- 39) カナダとアメリカの強制収容政策と法体系の比較は, 拙稿「日系アメリカ人強制移動・収容政策再考—カナダとの比較の観点から—」『同志社アメリカ研究』36 号 (2000 年): 93-104 頁を参照せよ。
- 40) 収容所から出た日系アメリカ人の生活再建については, Greg Robinson, *After Camp: Portraits in Midcentury Japanese American Life and Politics* (Los Angeles: University of California Press, 2012) に詳しい。
- 41) 戦後の日本に国外追放された日系カナダ人たちの体験は, 鹿毛達雄『日系カナダ人の追放』(明石書店, 1998 年) に詳しい。
- 42) 拙著『日系アメリカ人強制収容と緊急拘禁法—人種・治安・自由をめぐる記憶と葛藤』(明石書店, 2009 年) の第一章では, アメリカの日系人強制収容に関する裁判で最高裁が展開した論理の詳しい言説分析がなされている。
- 43) Sunahara, 119 頁。

- 44) 一つのパムフレットのタイトルは“From Citizens to Refugees – It’s Happening Here!”であった。Ross Lambertson, *Repression and Resistance: Canadian Human Rights Activists, 1930-1960* (Toronto: University of Toronto Press, 2005), 123 頁。
- 45) Patricia E. Roy, *Triumph of Citizenship: The Japanese and Chinese in Canada, 1941-1967* (Vancouver: University of British Columbia Press, 2008), 186-231 頁。
- 46) 同上, 230 頁。
- 47) 拙稿「カナダ移民百年祭（1977）以前の日系カナダ人の諸活動—資料紹介を中心とした一考察—」『立命館言語文化研究』第11巻第4号（立命館大学国際言語文化研究所）：85-99 頁；拙稿「パウエル地区復興物語—1970年代の「地域改善計画」とバンクーバー日系カナダ人コミュニティー—」『移民研究年報』第6号（日本移民学会）：53-64 頁；拙稿「選択的・戦略的エスニシティ—和太鼓と北米日系人コミュニティーの再創造／再想像—」米山裕・河原典史編『日系人の経験と国際移動—在外日本人・移民の近現代史—』（人文書院，2007年），51-75 頁。
- 48) 日系カナダ人の苦難を広く世に知らしめたのは、ジョイ・コガワによって1981年に出版された『Obasan』（邦題『失われた祖国』）であった。Joy Kogawa, *Obasan*, Reprint (New York: Anchor Books, 1994)；ジョイ・コガワ著，長岡沙里訳『失われた祖国』（中央公論社，1998年）。コガワの小説の主題は「沈黙」にあり，また日系人たちが「沈黙を破る」勇気を得るなかで自らのアイデンティティを取り戻していく過程が描かれている。
- 49) Ann Gomer Sunaraha, “Deportation: The Final Solution for Canada’s ‘Japanese Problem,’” in Jorgen Dahlie and Tissa Fernando (eds.), *Ethnicity, Power and Politics in Canada* (Toronto: Methuen, 1981), 254-278 頁。
- 50) 20世紀への転換期においてもBC州では先住諸民族が人口の過半数を占めており，また，他州と異なり，BC州は先住諸民族と土地の割譲の条約を結ばなかったことで，BC州の土地に対する白人の支配の正当性は，脆弱性を含んでいる。カナダ史に見られる白人支配の伝統については，細川道久『「白人」支配のカナダ史—移民・先住民・優生学』（彩流社，2012年）を参照せよ。

